

令和2年度計画相談支援指摘事項一覧

4事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	アセスメント	アセスメントの内容が不十分でした。計画相談支援事業所として必要なアセスメントを行い、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づきサービス等利用計画の原案を作成してください。	基準省令第28号第15条第2項第5号 障発0330第22号通知第2の2(11)⑦	2
2	モニタリング	モニタリングが適切に行われていない事例がありました。モニタリングは、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果について記録に残してください。	基準省令第28号第15条第3項第2号 障発0330第22号通知第2の2(11)⑩	1
		障害福祉サービス受給者証に記載されているモニタリング期間とは異なる期間でモニタリングを実施していた事例がありました。モニタリングは、区市町村が支給決定の際に利用者に対して通知するモニタリング期間ごとに行ってください。		2
3	秘密保持	管理者等について秘密保持に係る必要な措置を講じていませんでした。秘密保持に係る必要な措置を講じてください。	基準省令第28号第24条第2項 障発0330第22号通知第2の2(21)②	1
		個人情報を用いる場合の同意を利用者及びその家族からあらかじめ文書で得ていませんでした。利用者等と個人情報使用同意書等で同意を得るなど必要な措置を講じてください。	基準省令第28号第24条第3項 障発0330第22号通知第2の2(21)③	1
4	業務管理体制の整備	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。業務管理体制の整備に関する事項の届出を行ってください。	支援法第51条の31第1項、第2項、第3項、第4項 支援法施行規則第34条の62第1項、第2項、第3項	2
5	虐待の防止体制	虐待防止啓発掲示物及び虐待相談・通報・届出先を掲示していない、虐待防止研修を全ての従業者に実施していない等虐待防止等のための体制の整備等を行っていませんでした。利用者の人権の擁護、虐待防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、必要な措置を講じてください。	基準省令第28号第2条第7項 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き 施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について	1
6	法定代理受領の通知	法定代理受領により区市町村から計画相談支援に係る介護給付費の支給を受けた際に、受領した介護給付費の額を利用者へ通知していませんでした。利用者に対して介護給付費の額の通知をしてください。	基準省令第28号第14条第1項 障発0330第22号通知第2の2(10)①	1

7	サービス担当者会議の開催等	一部の利用者について、サービス担当者会議が開催されていることが確認できませんでした。必要な時期にサービス担当者会議を開き、専門的な見地からの意見を求めてください。	基準省令第28号第15条第2項第11号 障発0330第22号通知第2の2(11)⑭	1
8	計画の作成	サービス等利用計画を作成した際に、他のサービス事業者の担当者に交付していない事例がありました。サービス等利用計画作成後は、遅滞なく、利用者及び担当者へ当該サービス等利用計画を交付してください。	基準省令第28号第15条第2項第13号 障発0330第22号通知第2の2(11)⑯	1
9	変更届	事業所の所在地が変更になった際、届出を行っていませんでした。省令で定める事項に変更があったときには、その旨を10日以内に都知事へ届け出てください。	支援法第51条第25第3項 支援法施行規則第34条の60	1